

# 新発田市「週休2日取得モデル工事（交替制）」試行実施要領

（令和5年4月施行）

## 1 目的

建設産業においては、週休2日（4週8休相当※）の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休2日（4週8休相当）を建設産業に広く浸透させるため、現場閉所することが困難な工事を対象に、技術者技能労働者（以下「労働者」という。）が交替しながら週休2日を取得する「週休2日取得モデル工事（交替制）」を本要領により試行する。

※ 4週8休相当とは、対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く。）において28分の8以上の休日を確保することをいう。

## 2 試行対象工事

令和5年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事で、発注者が試行対象として選定した工事を対象とする。ただし、週休2日とすることが困難である事情が発生した場合は、発注者と受注者が協議の上週休2日を実施しないこととすることができる。

## 3 発注方式

### (1) 発注者指定型

発注者が工事を「週休2日取得モデル工事(交替制)」に指定して発注する方式。発注者指定型の場合は、受注者は原則として労働者の4週8休相当以上の休日取得に取り組むものとする。

### (2) 受注者希望型

工事着手前に受注者が「週休2日取得モデル工事(交替制)」に取り組む旨を発注者に協議し、労働者の4週6休～8休相当以上の休日取得に取り組む工事。

## 4 「週休2日取得モデル工事（交替制）」の試行内容

現場閉所することが困難な工事において、労働者が交替しながら原則完全週休2日※を取得することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の休日を取得できない場合は、振替休日により、週休2日（発注者指定型は4週8休相当以上、受注者希望型は4週6休～8休相当以上）を取得するものとする。

※ 完全週休2日とは、毎週2日の休日を取得することをいう。

## 5 試行の流れ

### (1) 工事発注時

#### ア 発注者指定型

(ア) 発注者は「4週8休相当以上の休日取得を達成した場合」の標準単価を計上するとともに、該当の補正係数を労務費、現場管理費率に乗じて予定価格を算出する。

#### 【4週8休相当以上：休日取得率(28.5%以上)を達成した場合の補正係数】

・ 労務費 : 1.05  
・ 現場管理費率 : 1.03

- (イ) 発注者は、設計書に『新発田市「週休2日取得モデル工事(交替制)」(令和5年4月試行)発注者指定型特記仕様書』を添付する。

#### イ 受注者希望型

- (ア) 発注者は「週休2日取得モデル工事(交替制)」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。
- (イ) 発注者は、設計書に『新発田市「週休2日取得モデル工事(交替制)」(令和5年4月試行)受注者希望型特記仕様書』を添付する。

### (2) 工事契約後の初回打合せ

#### ア 発注者指定型

- (ア) 契約後速やかに「週休2日取得モデル工事(交替制)」発注者指定型であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認する。
- (イ) 課題がある場合は打合簿により協議及び検討を行い、解決を図る。

#### イ 受注者希望型

受注者は、契約後速やかに「週休2日取得モデル工事(交替制)」希望の有無について、打合簿により監督員と協議を行う。協議の結果、「週休2日取得モデル工事(交替制)」を実施することが困難である場合は、本要領によらず施工するものとする。

### (3) 初回打合せ～実績確認

ア 受注者は、施工計画書の提出時に、交替制で労働者が週休2日の取得が確認できる工程表※(任意様式)を監督員へ提出する。ただし、以下に留意すること。

#### (ア) 発注者指定型

労働者が4週8休相当以上の休日を取得する計画を原則とする。

#### (イ) 受注者希望型

労働者が4週8休相当以上の休日を取得する計画を原則とするが、4週7休相当以上、又は4週6休相当以上の計画とすることも可能とする。

※1 休日に偏り等(工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定)が生じないように、留意すること。

※2 「週休2日取得モデル工事(交替制)」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。

イ 受注者は、「週休2日取得モデル工事(交替制)」である旨(任意様式)を、工事看板等で施工現場に掲示する。

ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、労働者の休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

エ 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

オ 受注者は、別記様式「週休2日取得モデル工事(交替制)労働者の休日取得確表」を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。

カ 発注者は、労働者の週休2日の取得状況を以下により確認する。

#### 【休日取得の確認方法】

確認方法は別記様式「週休2日取得モデル工事(交替制)労働者の休日取得確認表」を使用して確認することを施工計画書に明記し、工事着手前に監督職員と協議する。

#### 【対象者】

施工体制台帳に載っている元請及び下請の全ての労働者のうち、当該現場での勤務期間が連続7日間以上(休日を含む。)の労働者を対象とする。

休日取得率(%) = 全対象者の「休日日数」 ÷ 全対象者の「勤務期間」

※1 休日取得率は小数第2位を四捨五入する。

※2 「勤務期間」とは、連続7日間以上(休日含む。)の勤務期間をいう。

- ※3 「休日日数」とは、連続7日間以上(休日含む。)の勤務期間中に取得した休日をいう。なお、勤務期間の初日と最終日が休日となる場合は当該日も勤務期間に含めるが、休日が施工体制台帳に記載されている工期外となる場合は休日として扱わない(施工体制台帳に記載されている工期外の勤務は建設業法違反)。
- ※4 当該現場での連続7日間以上(休日を含む。)の勤務期間が複数存在する労働者は、それぞれの期間で休日取得率を算出する。なお、連続7日間未満(休日含む。)の期間は、休日取得率算出の対象外とする。
- ※5 年末年始休暇や夏季休暇を取得する労働者は、年末年始休暇では6日間、夏季休暇では3日間を勤務期間及び休日日数から除いて休日取得率を算出する。  
また、この他に勤務期間及び休日日数から除く期間は以下の期間とする。
  - ・工場製作のみの期間
  - ・工事事務等による不稼働期間
  - ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
  - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
  - ・工事の全面中止期間
  - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

#### (4) 設計変更

労働者の休日取得の達成状況に応じた標準単価を計上するとともに、以下の表に基づき、労務費・現場管理費率に該当する補正係数を乗じる。労働者の休日取得率が4週6休相当未満の場合は、補正を行わない。

**補正係数の一覧表**

休日取得率	4週8休相当以上 (28.5% 以上)	4週7休相当以上 (25.0% 以上)	4週6休相当以上 (21.4% 以上)
労務費	1.05	1.03	1.01
現場管理費率	1.03	1.02	1.01

#### ア 発注者指定型

発注者が労働者の休日取得率を確認した結果、休日取得率が4週8休相当に満たない場合は、休日取得率に応じた標準単価を計上するとともに、労務費・現場管理費率に該当の補正係数を乗じた減額変更を行う。

#### イ 受注者希望型

発注者は労働者の休日取得の達成状況を確認し、休日取得率に応じた標準単価を計上するとともに、労務費・現場管理費率に該当の補正係数を乗じた増額変更を行う。

#### (5) 竣工検査

ア 受注者は、5(3)オで監督員に提出済みの「週休2日取得モデル工事(交替制)労働者の休日取得確認表」を竣工書類に添付する。

イ 受注者は、アンケート様式に記入し、監督員に電子データを提出する。アンケート様式は新発田市ホームページからダウンロードできる。

ウ 発注者は、次のとおり加点を行う。

※ 週休2日(4週8休相当以上)のみが加点対象となるため、留意すること。

労働者の休日取得率が4週8休相当以上を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方に加点評価する。

**工事成績の加点内容の一覧表**

創意工夫	社会性	合計得点
休日取得率が週休2日（4週8休相当）を達成		
+1.2点	+1.0点	+2.2点